

一般社団法人つながり探究所
理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人つながり探究所（以下「この法人」という。）の定款第19条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、一般財団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(代表理事)

第3条 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 社員総会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を社員総会に報告する。

(細則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、社員総会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附 則

この規程は、2024年7月31日に制定する。（2024年7月31日社員総会議決）

この規程は、2024年8月1日から施行する。

(別表)

理事の職務権限

決裁事項	決裁権者	
	代表理事	理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○	
事業についての基本的執行方針の設定等に関する事		○
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	
国外出張に関する事	○	
国内出張に関する事		○
会計事務の統括に関する基本方針の策定に関する事		○
契約の締結・支出		
1件100万円以上	○	
1件100万円未満		○
セミナー等事業の実施に関する事		○
財産の管理・運用に関する事	○	
内部規定の制定・改廃に関する事	○	
社員総会に提出する議案に関する事	○	
この法人組織の変更、廃止及び名称の変更に関する事	○	
外部に対する文書発簡		
とくに重要なもの	○	
重要なもの		○
一般業務連絡		○